

平成 30 年 2 月 1 日

## 管理規約及び承諾書の提出について（運用見直し）

高断熱窓を設置する既存住宅において、1棟に複数の住戸があり、各住戸の区分所有者が異なる場合は、交付申請時に管理規約及び理事長の承諾書（管理組合が無い場合は全区分所有者の承諾書）を提出して頂いておりましたが、以下のとおり見直します。

### <見直し前>

改修が専有部分や共用部分に拘らず

管理規約及び（規約に規定されている場合は）理事長の承諾書を提出する。  
※管理組合が無い場合は、区分所有者全員の承諾書を提出する。



### <見直し後>

- ・内窓の取付をする場合

専有部分に該当するため、管理規約及び理事長の承諾書（管理組合が無い場合は区分所有者全員の承諾書）の提出は**不要**。

- ・ガラス交換・カバー工法・建具交換・外窓の交換をする場合

管理規約及び（規約に規定されている場合は）理事長の承諾書の写しの提出が**必要**。（管理組合が無い場合は、区分所有者全員の承諾書の提出が必要。）

ただし、理事長の承諾について管理組合の運用上、書面でのやり取りをしていないという場合は、申請者が公社へ**誓約書**を提出することで可とする。（管理組合が無い場合も可。）

なお、管理規約で窓枠及び窓ガラスが「専有部分」として定められている場合は、管理規約の該当部分の写しを提出し、公社がそれを確認することができれば、理事長の承諾書の写し又は誓約書の提出を不要とします。

※ 共用部分は区分所有者全員が所有し、管理組合が管理する部分であるため、区分所有者が個別に改修する場合は、その改修が認められている必要があります。

### <見直し開始日>

平成 30 年 2 月 1 日から